

平成23年1月31日

会 員 各位

社団法人日本産婦人科医会

会 長 寺尾 俊彦

出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より当会の事業に対して格別のご理解とご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につき、平成23年1月31日保発0131第6号及び保総発0131第3号をもって、別添のとおり通知がありましたので、通知の全てを送付いたします。平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度につきまして、今回の資料を十分にご検討ご理解いただきたいと思います。なお、受取代理制度を利用される場合には、2月28日までの届出となっていることを申し添えます。

また、当会は、これらの次期制度には更に改善すべき点があると考えており、今後も粘り強く交渉を続ける所存であることも付記いたします。

出産育児一時金関係資料目録

○厚生労働省保険局長通知

- ・ 出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について（保発0131第6号）
「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱
「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱
- ・ 出産育児一時金等の受取代理制度に係る届出について（保総発0131第3号）

○医会・学会・助産師会よりの

- 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱案及び
- 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱案に関する要望書

参考資料

- 出産育児一時金等関係の現制度からの変更点の概要：医会報2月号に掲載
- 受取代理実施要綱様式5の記載方法
- 受取代理に関するフローチャート